令和5年分の申告相談に当たっての留意事項

目 次

譲渡所得関係	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	Ρ.	1~22
山林所得関係	•	•		•	•	•		•	•	•	Ρ.	23
贈与税関係	•	•		•	•	•		-	-	-	Ρ.	24~30
財産評価関係											Ρ.	31~32

項目	ポイント	留意事項	参考法令等
1 譲渡所得等			
(1) 譲渡所得	イ 法人に対する資	個人が、法人に対して、譲渡所得の基因となる資産を贈与した場合又は譲渡の時における価額の	所法 59
総論	産の贈与等	2分の1に満たない金額で譲渡した場合には、その時における価額に相当する金額により、譲渡が あったものとみなされる。	所令 169
	口 負担付贈与	負担付贈与があった場合には、贈与者が贈与財産をその負担額で有償譲渡したことになるため、 消滅した債務の額で資産を譲渡したものとして譲渡所得が課税される。	
	ハ 資産の譲渡に関 連して追加的に受 ける一時金	譲渡した土地の実測面積が、公簿面積を上回ることが判明したことにより支払を受ける一時金、 その他の資産の譲渡の対価であることが明らかな一時金は、土地を譲渡した年分の譲渡所得となる。	
(2) 譲渡所得 の区分	分離課税と総合課 税の区分	鉱業権、温泉を利用する権利、配偶者居住権、配偶者敷地利用権(当該配偶者居住権の目的となっている建物の敷地の用に供される土地等を当該配偶者居住権に基づき使用する権利をいう。以下同じ。)、借家権、土石(砂)、金地金などの譲渡所得は総合課税となる。	措法 31、32 措通 31・32 共 -1
(3) 収入金額	未経過固定資産税 等に相当する額の支 払を受けた場合	固定資産税等の賦課期日とは異なる日をもって土地建物の売買契約を締結するに際し、買主が売 主に対して、未経過固定資産税等に相当する額を支払うことを合意する場合において、売主が支払 を受けた未経過固定資産税等に相当する額は、譲渡所得の収入金額に算入される。	所法 36
(4) 取得費等	イ 概算取得費控除 の特例	昭和27年12月31日以前から引き続き所有していた土地建物等を譲渡した場合における取得費は、収入金額の5%に相当する金額となる(当該金額が実際の取得費となる。)。 なお、昭和28年1月1日以後に取得した土地建物等の取得費についても、概算取得費控除の特例を適用しても差し支えない。	措法 31 の 4 措通 31 の 4-1

項目	ポイント	留意事項	参考法令等
	口 土地建物等以外	土地建物等以外の資産(土石等、借家権及び漁業権等を除く。)についても収入金額の5%に相当	所通 38-16
	の資産の概算取得	する金額を取得費として差し支えない。	
	費控除		
	ハの概算取得費控除	取得費を概算取得費により計算する場合には、収入金額の5%に相当する金額とするところ、譲	所法 38
	と土地の造成費等	渡した資産に造成費や改良費などの資本的支出があったとしても、当該資本的支出を別途、譲渡収	措法 31 の 4
		入から控除することはできない。	7 H 12
	ニ 贈与、相続又は	贈与、相続 (限定承認に係るものを除く。) 又は遺贈 (包括遺贈のうち限定承認に係るものを除く。)	所法 60①
	遺贈により取得し	により取得した資産(相続税法の規定により贈与又は遺贈により取得したとみなされるものを除	
	た資産の取得費等	く。)を譲渡した場合における譲渡所得の金額の計算については、その者が引き続きこれを所有して	
		いたものとみなされる。すなわち、贈与者又は被相続人の取得の日及び取得費を引き継ぐこととな	
		る。	
		なお、概算取得費控除の特例を選択する場合を除き、贈与や相続などの際に相続人や受贈者が支	
		払った登記費用や不動産取得税の金額も取得費に含まれる(他の所得の必要経費となるものを除	
		〈。)。	
	 ホ 所有権等を確保	取得に関し争いのある資産につきその所有権等を確保するために直接要した訴訟費用、和解費用	所通 38-2
	するために要した	等の額は、その支出した年分の各種所得の金額の計算上必要経費に算入されたものを除き、資産の	
	訴訟費用等	取得に要した金額となる。	
		なお、遺産分割の際に支払った訴訟費用・弁護士費用は、取得費に算入することはできない。	
	へ 土地・建物を一	購入時の契約において土地と建物の価額が区分されている場合には、その価額により区分する。	
	括して取得してい	なお、契約書等に区分された建物の価額が記載されていない場合でも、その建物に係る消費税額	

項目	ポイント	留意事項	参考法令等
	る場合の建物の取 得費	が分かるときには、当該消費税額を消費税率で割り戻して建物の取得費を計算することができる。 また、購入時の契約書上、土地と建物の価額が区分されていない場合は、原則として、土地と建 物の時価の割合で区分するが、「建物の標準的な建築価額表」に基づき計算しても差し支えない。	
	ト 償却費相当額	建物の取得費の計算に当たっては、建物の取得価額から償却費相当額を控除するところ、償却費相当額は、その建物が業務用か非業務用かに応じて、業務用建物の場合は、事業所得や不動産所得の計算上必要経費に算入される償却費の累計額により、また、自己の居住用建物などの非業務用建物の場合は、建物の耐用年数の1.5倍の年数(1年未満の端数は切り捨てる。)に対応する旧定額法の償却率により計算する。	所法 38② 所令 85
	チ 配偶者居住権及 び配偶者敷地利用 権設定がされた建 物及び敷地の取得 費	配偶者居住権及び配偶者敷地利用権が消滅したときにおける譲渡所得の金額の計算上控除する取得費は「配偶者居住権に関する譲渡所得に係る取得費の金額の計算明細書(確定申告書付表)」を使用して計算する。	
	リ 資産の取得の日	資産の取得の日は、①他から取得した資産で農地以外の資産については、引渡しを受けた日又は 譲受けに関する契約の効力発生の日、農地については、引渡しを受けた日又は譲受けに関する契約 を締結した日、②自ら建設、製作又は製造をした資産については、当該建設、製作又は製造が完了 した日、③他に請け負わせて建設、製作又は製造をした資産については、当該資産の引渡しを受け た日となる。 なお、引渡しを受けた日は、原則として譲渡代金の決済を了した日より後にはならない。 また、取得の日を選択できる場合には、いずれの日を選択しても差し支えない。	所通 33-9

項目	ポイント	留意事項	参考法令等
	ヌ 取得契約の締結 時に未完成の家屋 の取得の日	他から取得する家屋で、その取得に関する契約の締結時において建設が完了していないもの(例えば、モデルルームだけが存在する段階でのマンション、建築中である建売住宅)の取得の日は、 当該家屋の完成の日以後となる。	所通 33-9
	ル 改良、改造等を 行った資産の取得 の日	取得後に改良、改造等を行った土地建物等の取得の日は、その改良、改造等の時期にかかわらず、 当該土地建物等を取得した日となる。	措通 31·32 共 -6
	ヲ 過去に買換え等 の特例の適用を受 けた資産の取得の 日	過去に買換え等の特例の適用を受けた資産の取得の日は、旧資産の取得の日を引き継ぐものと実際の取得の日となるものがある。 ○ 旧資産の取得の日を引き継ぐ特例 所法 58、措法 33、33 の 2、33 の 3、37 の 6 ① ○ 旧資産の取得の日を引き継がない特例 措法 36 の 2、36 の 5、37、37 の 4、37 の 5、37 の 8	措令 20③ 措通 31・32-5
(5) 譲渡費用	農地転用決済金等	土地改良区内にある農地を農地以外に転用して譲渡する場合、土地改良区へ支払う一定の「農地転用決済金等」は譲渡費用となる。	平 19.6.22 課資 3-7 個別通達

項目	ポイント	留意事項	参考法令等
2 各種の特例			
(1) 固定資産	宅地と雑種地との	交換取得資産を、交換譲渡資産の譲渡直前の用途と同一の用途に供したかどうかは、登記上の地	所通 58-6
の交換の特	交換	目ではなく、その土地の現況及び利用状況により判定する。	
例		宅地とは、一般に建物の敷地となっている土地をいうが、青空駐車場など空地であっても、その	
		土地が市街化区域内にあり、周辺の土地の利用状況及び当該土地の現況、利用状況からみて、いつ	
		でも建物を建設できる状態にあるときは、その用途は宅地として取り扱うことができる。	
(2) 保証債務	債務を保証した	- 債務を保証した際、既に債務者が資力を喪失しており、保証債務を履行しても求償権を行使する	所法 64②
を履行する	際、既に債務者が資	ことができないことが明らかである場合には、保証債務という形式をとっていても、実質には債務	
ために譲渡	力を喪失している場	の引受けや資財提供と認められるため、保証債務を履行するために資産を譲渡した場合の特例の適	
した場合の	合	用を受けることはできない。	
特例			
(3) 優良住宅	イ 重複適用の排除	措法31の3、33、33の2、33の3、33の4、34、34の2、34の3、35、35の2、35の3、36	措法 31 の 2
地の造成等		の2、36の5、37、37の4、37の5、37の6、37の8の規定の適用を受ける場合は、これらの特	①、31 Ø 3①
のための長		例と重複して、この特例を適用することができない。	
期譲渡所得			
の課税の特	ロ 物納により生じ	土地を相続税の物納に充てた場合に生じた過誤納金については、物納財産が長期保有の土地等で	措法 31 の 2②
例	た過誤納金	ある場合に、国に対する土地の譲渡として軽減税率の特例を適用することができる。	_
	ハ 「宅地の造成」	措法 31 の 2 ②十三、十四に規定する「宅地の造成」とは、「土地の区画形質の変更」を伴う行為	措法 31 の 2
	の意義	 をいい、例えば、既存宅地の譲渡など「土地の区画形質の変更」を伴わないものは「宅地の造成」に	②、十三、十
		は該当しない。	四、都市計画
			法4①

項目	ポイント	留意事項	参考法令等
(4) 収用等に 伴い代替資 産を取得し た場合の課 税の特例	重複適用の排除	措法31の2、31の3、31の3、33の2、33の3、33の4、34(一部)、34の2(一部)、35①、35③、35の2、35の3、36の2、36の5、37及び37の5、37の6(一部)の規定の適用を受けるときは、この特例を適用することはできない。	
(5) 収用等の 場合の特別 控除の特例	イ 控除の順序	収用等をされた資産が2種類以上の場合は、特別控除額を次の順序で控除する。 ① 分離短期譲渡所得(一般分)の金額 ② 分離短期譲渡所得(軽減分)の金額 ③ 総合課税の短期譲渡益の金額 ④ 総合課税の長期譲渡益の金額 ⑤ 山林所得金額 ⑥ 分離長期譲渡所得(一般分)の金額 ⑦ 分離長期譲渡所得(軽課分)の金額	措令 22 の 4
	ロ 同一年中に2以上の収用事業があった場合	同一年中に2以上の収用事業のために資産を譲渡し、一部の事業について措法33の代替の特例を適用したときは、残る事業について5,000万円の特別控除の特例を適用することはできない。	措法 33 の 4①
	ハ連年適用の排除	同一の収用等に係る事業につき資産の収用等による譲渡が2以上あった場合において、これらの 譲渡が2以上の年にわたってされたときは、当該資産のうち、最初に当該譲渡があった年において 譲渡された資産以外の資産については、この特例は適用できない。	
	ニ 重複適用の排	措法 31 の 2 、33、33 の 2 、33 の 3 、34 (一部)、34 の 2 (一部)、35①、35②、35 の 2 、35 の	

項目	ポイント	留意事項	参考法令等
	除	3、36の2、36の5、37、37の4、37の5及び37の6 (一部)の規定の適用を受けるときは、こ	
		の特例を適用することはできない。	
(6) 居住用財	イ 特例の適用を受	居住していた時点において所有権を有していた者が譲渡を行った場合に特例の適用対象となる。	措通35-4及び
産を譲渡し	けることができる	したがって、譲渡者が親の名義の家屋に居住した後に転居した場合、転居後に所有権を取得したと	注書 3
た場合の特	者	しても特例適用の対象とならないことに留意する。	
別控除の特		また、居住用家屋とその敷地の所有者が異なる場合は、家屋の所有者の特別控除額が 3,000 万円	
例		に満たない場合に限り、一定の要件を具備した敷地の所有者も特別控除の残額について特例を適用することができる。	
		なお、当該家屋の所有者が当該家屋の譲渡について措法 41 の 5 ①又は同法 41 の 5 の 2 ①の適用	
		 を受ける場合は、その敷地の所有者については当該敷地の譲渡について措法 35①の規定の適用を受	
		けることができない。	
	ロ 重複適用の可否	居住用財産の軽減税率の特例(措法 31 の 3) は、措法 35①又は措法 33 の 4 と重複して適用することができるが、所法 58、措法 31 の 2、33、33 の 2、33 の 3、35 の 3、36 の 2、36 の 5、37、37 の 4、37 の 5、37 の 6 及び 37 の 8 と重複して適用することはできない。	
		また、土地・建物を譲渡した場合、建物を措法 35①、土地を措法 33 の 4 とそれぞれ違う特例を適用することはできない。	
	ハ 特定の居住用財	措法 36 の 2 及び 36 の 5 の適用に当たっては、譲渡資産の対価の額(前 3 年以内に当該譲渡資産	措法 36 の 2
	産の買換え及び交	と一体として当該個人の居住の用に供されていた家屋又は土地等の譲渡があった場合においては、	①、③、④、36
	換の場合の長期譲	その譲渡価額等を加算した額)が1億円以下である場合に限り適用することができる。	Ø 5
	渡所得の特例		措令 24 の 2
			8, 9

項目	ポイント				留意事項					参考法令等
	二 住宅借入金等特	令和5年分の確定	三申告におい	て、旧居住	用財産につい	って譲渡所行	导の課税の特	寺例を適用す	上る場合、	措法 4122、23
	別控除の適用の可	現居住用財産又は親	新たに取得す	る居住用財	産に係る住	宅借入金等	等特別控除∅	の適用の可否	Fについて	措法 41 の 3
	否	は、次のとおりとな	さ る。							
		R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8		
		Δ	Δ	Δ	©×	×	×	0%		
		○:住宅代 ※ 令和 する場 ×:住宅代 △:住宅代 (注)特例の 措法: 措法:	E用財産についまれる等特別は 計入金等特別は 計入金等特別 計入金等特別は 計入金等特別は に1 の 3 (居住 に1 の 2 (特定 に1 の 2 (特定	空除の適用す (注)の特付 は新たに取行 空除の適用で 空除の適用で 、次のとおり ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	可 例の適用を 野した年分か 野したなる。 が が が で が が が が が が が が が が が が が	受けた場合に が令和8年分 か、修正申告 例) の特例)	こ、住宅借力	出が必要	能となる	措法 41②、③
		属する年、その前年税の特例を適用した	場合、住宅							措法41の3①
		入金等特別控除を通 また、住宅借入金 住の用に供した年の	金等特別控除						•	

項目	ポイント	留意事項							
	ホ 認定住宅の新築 等をした場合の所	用する場合は、住宅借入金等特別控除の適用ができないことから修正申告等の提出が必要となる。 「認定住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除」と「居住用財産の譲渡に係る譲渡所得の課 税の特例」との重複適用の関係については、次表のとおりである。							
	得税額の特別控除 との重複適用の可 否	区分	認定住宅の新築等をした場合の所得 税額の特別控除(措法41の19の4)	(参考) 住宅借入金等特別 控除(措法 41~41 の 3)	の 4⑪、⑫、⑬				
		措法 31 の 3 ①	× 重複適用不可	× 重複適用不可					
		措法 35①	× 重複適用不可	× 重複適用不可					
		措法 36 の 2		.,					
		措法 36 の 5	-	X ************************************					
		措法 37 の 5	- 重複適用可	重複適用不可					
		措法 41 の 5	0	0					
		措法 41 の 5 の 2	重複適用可	重複適用可					
		(注)認定住宅と	は認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅	をいう。					
(7) 被相続人 の居住用財 産を譲渡し	イ 特例の適用を受けることのできる 者	の取得をした相続人」と	措法 35③に規定する「相続又は遺贈による被相続人居住用家屋及び被相続人居住用家屋の敷地等 の取得をした相続人」とは、相続又は遺贈により、被相続人居住用家屋と被相続人居住用家屋の敷 世等の両方を取得した相続人(包括受遺者を含む。)に限られるから、相続又は遺贈により被相続人						
た場合の特 別控除の特 例		-							

項目	ポイント	留意事項	参考法令等
	口 被相続人居住用	平成31年4月1日以後に行う譲渡から、適用対象となる被相続人居住用家屋及び被相続人居住用	措法 35④
	家屋の範囲	家屋の敷地等の範囲に、老人ホーム等への入所等により相続開始の直前において当該被相続人の居	措通 35-10
		住の用に供されていなかった場合が追加された。	措通 31 の 3-2
		被相続人が主として居住の用に供していた家屋とは、母屋のほか、別棟の離れ、倉庫、車庫など	措令 23⑧
		がその一団の土地にあった場合には、措令 23⑧の規定により、それらのうち、被相続人が主として、	
		その居住用に供していたと認められる一の建築物、つまり母屋のみが被相続人居住用家屋に該当す	
		る。	
	ハー対価の限度額	措法 35③の特例を受けようとする場合、この譲渡に係る対価の額の合計額(共有者がいる場合又	措法 35⑤、⑥
		は一部を譲渡した場合で他の譲渡と合わせた金額)が1億円を超えることとなった場合、この特例	措通 35-20
		は適用できない。	
		この場合における譲渡に係る対価の額の合計額は、対象譲渡(※1)、適用前譲渡(※2)及び適	
		用後譲渡(※3)の合計額をもって判断する。	
		※1 対象譲渡	
		特例適用を受ける譲渡のこと	
		※2 適用前譲渡	
		適用前譲渡とは対象譲渡をした日の属する年の 12 月 31 日までの間に、その対象譲渡をし	
		た資産と相続の開始の直前において一体として被相続人の居住の用に供されていた一定の家	
		屋又はその敷地の用に供されていた一定の土地等の譲渡をしている場合における、その譲渡	
		をいう。	
		※3 適用後譲渡	
		適用後譲渡とは居住用家屋取得相続人が特例の適用を受ける者の対象譲渡をした日の属す	
		る年の翌年1月1日からその対象譲渡をした日以後3年を経過する日の属する年の 12 月 31	
		日までの間に、適用前譲渡と同様の譲渡をした場合における、その譲渡をいう。	

項目	ポイント	留意事項	参考法令等
	ニ 他の相続人等へ	措法 35③の特例を受けようとする場合には、この特例を受けようとする者は、「居住用家屋取得相	措法 35⑦
	の通知及び居住用	続人」に対して、対象譲渡をした旨、対象譲渡の日、その他参考になる事項を通知しなければなら	措通 35-21
	家屋取得相続人の	ない。	
	範囲	この場合において、「居住用家屋取得相続人」とは、「当該相続又は遺贈による被相続人居住用家	
		屋又は被相続人居住用家屋の敷地等の取得をした相続人」と定義されており、当該特例の適用を受	
		けることができる者 (「当該相続又は遺贈による被相続人居住用家屋及び被相続人居住用家屋の敷地	
		等の取得をした相続人」)とは、その範囲が異なっている。	
	ホ 相続財産に係る	当該特例と措法 39(取得費加算の特例)とは重複適用できない。ただし、店舗併用住宅のように	
	取得費加算の特例	居住用部分と非居住用部分とから構成される家屋又は当該家屋の敷地の用に供されていた土地等で	措通 35-8
	との重複適用の可		
	否	規定を受けるときは、当該居住用部分について、当該特例の適用は可能である。	
	へ 共有の場合の特	共有で相続した被相続人の居住用財産を譲渡した場合の特別控除額については、共有者ごとに	
	別控除額	3,000 万円までの特別控除の適用が認められる。	

譲渡所得関係

項目	ポイント	留意事項	参考法令等
(8) 居住用財	イ 家屋と敷地の所	家屋と敷地の所有者が異なる場合において、敷地の所有者に係る損益通算及び繰越控除の特例(措	措通 41 の 5-
産の買換え	有者が異なる場合	法 41 の 5 、41 の 5 の 2)と 3,000 万円の特別控除の特例(措法 35)との適用関係は、次のとおり	11
等の場合の	の他の特例との適	となる。	措通41の5の
譲渡損失の	用関係	① 土地の所有者に係る損益通算及び繰越控除の適用の可否	2-4
損益通算及			措通 35-4
び繰越控除		(譲渡益) 甲 35条① 41条	
の特例等		500 中 55 米① 41 米	
		て (譲渡損失) スの似ウ ソ	
		□	
		② 土地の所有者に係る 3,000 万円の特別控除の適用の可否	
		甲	
		控除適用譲渡 (譲渡損失) 甲 41 条の 5 41 条	
		Z 35条① 35条①	
		(譲渡益) Z 2,000 Zの判定 × ○	
		(注)①及び②の取扱いは、措法 41 の 5 を措法 41 の 5 の 2 に置き換えた場合でも同じである。	
		(在) ①及い②の取扱いは、指伝41の3を指伝41の3の2に直き換えた場合でも同じである。	
		措法 41 の 5 又は 41 の 5 の 2 の適用を受ける居住用財産を譲渡した場合の譲渡損失の金額及び居	
		住用財産以外の譲渡による分離課税の譲渡所得の金額がある場合の通算方法については、次のとお	
		世別度以外の議機による万雕味税の議機所得の金額がある場合の連昇力伝については、次のとわりとなる。	
		$\mathcal{P} \subset \mathcal{P} \cup $	

項目	ポイント	留意事項	参考法令等
	ロ 他の譲渡所得と	分離短期譲渡所得 △5,000 ——	措法 41 の 5⑦
	の通算	1,000	措法41の5の
		分離長期譲渡所得 6,000 —	2⑦
		(居住用財産以外)	措令 26 の 7⑧
		分離長期譲渡所得 △10,000 ────▶9,000	措令26の7の
		(居住用財産の譲渡損失)	26
			措通 31・32 共
			-3
	ハー合計所得金額	措法 41 条の5及び同法 41 条の5の2を適用して繰り越された損失を所得の金額から控除する場	措法 41 の 5⑫
		合、各種所得控除の判定に係る合計所得金額は、当該損失の額を所得から控除する前の金額で判定	措法41の5の
		する。	212
			所法 2①三十
(9) 低未利用 土地等の譲 渡した場合 の特別控除 の特例	イ 譲渡の対価の額	特例の対象となる譲渡は、令和2年7月1日以降の譲渡で、譲渡の対価の額が500万円(以下の①又は②に該当する場合は800万円)以下となる。 ① 市街化区域又は区域区分に関する都市計画が定められていない都市計画区域のうち用途地域が定められている区域 ② 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第45条第1項に規定する所有者不明土地対策計画を作成した市町村の区域(①に掲げる区域を除きます。)	措法 35 の 3
	ロ 特例の適用を受	措法35の3の特例を受けようとする者は、次の要件に該当することを市区町村長が確認した書類	
	けることができる	を申告書に添付する必要がある。	
	者	① 当該土地等が都市計画法に定める都市計画区域内にあること	

項目	ポイント	留意事項	参考法令等
		② 当該土地等が土地基本法に定める低未利用土地等に該当すること	
		③ 当該土地等が当該譲渡の後に利用されていること又は利用される見込みであること	
		④ 当該土地等の所有期間が譲渡の年の1月1日において5年を超えていること	
	ハ 譲渡後の利用要	令和5年度税制改正において、適用対象となる低未利用土地等の譲渡後の利用要件に係る用途か	令和5年4月
	件	ら、いわゆるコインパーキングが除外された。	3日国土交通 省通知
	ニ 共有者がいる場	譲渡の対価の額は 500 万円(上記イ①又は②に該当する場合は 800 万円)以下に限られるが、 2	
	合	人以上の共有となっている土地等の場合の判断は、所有者ごとの譲渡の対価の額により判断する。	
		また、一の契約において離れている二以上の低未利用土地等を譲渡した場合には、それぞれの低	
		未利用土地等ごとの譲渡の対価の額で判断し、一の契約において低未利用土地等と低未利用土地等	
		以外の土地等を併せて譲渡した場合には当該低未利用土地等の譲渡の対価の額が 500 万円 (上記イ	
		①又は②の要件を満たす場合は 800 万円)を超えるかどうかにより判定する。	
(10) 特定の土	特例の概要	 個人が平成 21 年1月1日から平成 22 年 12 月 31 日までの間に取得した国内の土地等で、譲渡し	措法 35 の 2①
地等の長期		た年の1月1日において所有期間が5年を超えるものを譲渡した場合には、当該譲渡に係る長期譲	
譲渡所得の		渡所得の金額から、1,000万円まで特別控除として控除することができる。	
特別控除の			
特例			
 (11) 特定の居	買換資産の範囲	│ │ 令和6年1月1日以後に個人の居住の用に供した又は供する見込みである建築後使用されたこと	措法 36 の 2①
住用財産の	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	のない家屋で特定居住用家屋 ^(注1) に該当するものは、適用対象となる買換資産に該当しない。	措法 36 の 5
買換えの場		また、特定居住用家屋に該当するもの以外のものであることを明らかにする書類 (注2) を添付する	措令 24 の 2③

項目	ポイント			留意	事項	Į			参考法令等
合の長期譲		必要がある。							一イ
渡所得の課		(注) 1 特定居住用領	注)1 特定居住用家屋とは、住宅の用に供する家屋でエネルギーの使用の合理化に資する住宅 措					措規 18 の 4⑥	
税の特例		の用に供する氦	家屋と	として国土交通大臣か	氵財務	大臣と協議して	定める基準(省エネ基準)に	措法 41億
		適合するものり	以外の	つもので、次の①又に	t213	掲げる要件のい	ずれにも該当	しないものをい	措令 262437
		う。							令和 4 年国土
				令和 5 年12月31日以 ものであること。	前に対	建築基準法第6条	第1項の規定	Eによる確認を	交通省告示第 456 号
		② 当該家	屋が	令和6年6月30日以前	前に列	建築されたもので	あること。		
		【参考】							
				10/E	の種類		令和5年以前 入器 [区は現込み]	会和5年以後 入番 [文]は無込み1	
		建築後使用 されたこと		省エネ基準に適合す	る家人	g two	0	0	
		のない家屋	<i>y</i>	その他の家屋がぬ	A	①又は②の要件 に該当するもの (上配(注)1参照)	0	0	
				CVIEVALE.	В	特定居住用家屋 (上配A以外のもの)	0	×	
								〇:特例適用対象 ×:特例適用対象外	
		の基準(辞書) 準さのさのちー	法基準	する家屋」とは、建築機使用さ 1第3の3の3-1 はいに規定 等級 4以上の基準に適合する。 は、建築機使用されたことのな	する 知 ものを示	■の発生を防止する対策! (す。	二関する基準を除く	-1間の等級4以上 、)及5群優方法基	

項目	ポイント		留意事項	参考法令等
		2 7	表の①から⑤までに掲げる書類のいずれかを提出する必要がある。	措規 18 の 21
			確認済証の写し又は検査済証の写し(令和5年12月31日以前に確認を受けたこと	⑧ 一チ
			を証するものに限る。)	令和4年国土
		2	登記事項証明書(令和6年6月30日以前に建築されたことを証するものに限る。)	交通省告示第
		(3	住宅用家屋証明書(特定建築物用)	422 号、第 455
			A及びB A 低炭素建築物新築等計画の認定通知書の写し	号
		(4	の書類 B 住宅用家屋証明書(その写し)又は認定低炭素住宅建築証明書	
		(5	住宅省エネルギー性能証明書又は建設住宅性能評価書の写し(ΖΕΗ水準省エネ	
			住宅又は省エネ基準適合住宅に該当することを証するものに限る。)	
(12) 特別控	特別控除額の累積	2以上の特	別控除の特例の適用を受ける場合、特別控除額の累積限度額は 5,000 万円であるが、	措法 36
除額の限	限度額等	その特別控例	額の控除順序は、次のとおりである。	措令 24
度		① 収用多	換等の場合の 5,000 万円控除	措通 36-1
		② 居住月	財産を譲渡した場合の 3,000 万円控除	
		③ 特定士	地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の 2,000 万円控除	
		④ 特定信	宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の 1,500 万円控除	
		⑤ 特定の	土地等の長期譲渡所得の 1,000 万円控除	
		⑥ 農地保	有合理化等のために農地等を譲渡した場合の 800 万円控除	
		⑦ 低未利	用土地等を譲渡した場合の 100 万円控除	
		(注) 同	一年中に自己の居住用財産と被相続人居住用財産の譲渡があった場合の 3,000 万円控	措通 35-7
		除の	適用に当たりこれらの譲渡に係る分離短期譲渡所得又は分離長期譲渡所得の区分が同	
		じて	ある場合は被相続人居住用財産の譲渡に対応する金額から先に特別控除額を控除す	
		る。		

項目	ポイント	留意事項	参考法令等
(13) 相続財	イ 代償金を支払っ	譲渡資産の取得費に加算する相続税相当額の計算において、支払代償金を一定の計算により控除	措通 39-7
産に係る	て取得した相続財	する必要がある。	
譲渡所得	産を譲渡した場合	>*****	
の課税の		譲渡した相続財産 — 支払代 × <u>B</u> の相続税評価額B — 償金C × A+C	
特例(取得		確定相 ×	
費加算の		その者の相続税の課税価格 (債務控除前) A	
特例)			
	ロ 同一年中に相続	取得費に加算される相続税額は譲渡した資産ごとに計算を行う。	措通 39-5
	財産を2以上譲渡		
	した場合		
(14) 国等に	イ 承認申請書の提	 承認申請書の提出期限は寄附の日から4か月以内(その期間を経過する日前に、寄附した日の属	措令 25 の 17
対して財	出期限	本 る 中 前 音 の 徒 山 射 成 は 前 引 い ら は か 月 は 内 は 内 は 内 は に に に い の 対 に に は に は 、 会 の 提 出 期 限 ま で) と な る 。	担市 25 07 17
産を寄附	口扮取	9 公平力の所特別の確定甲百音の促出効果が判末 9 る物口には、その促出効果まで)となる。 	
した場合	ロ 譲渡所得が生じ	 譲渡所得に起因する財産を公益法人等に寄附した場合に一定の承認要件を満たすものとして国税	措法 40
の譲渡所	ない場合	庁長官の承認を受けたときはこの所得税を非課税とするものであるから、譲渡所得が発生しない場	1812 40
得等の非	· & V · //// []	合(寄附財産がたな卸資産である場合や譲渡益が発生しない場合など)は、本特例の対象外となる。	
課税		TO THE MENT OF THE PROPERTY OF	
IN DE			
(15) その他	イ 合計所得金額	│ │ 「措法 35①の特別控除の特例と措法 36 の 2 の買換えの特例の双方の特例の適用要件に該当する	所法 35④、80、
		場合」や「措法 33 の4の特別控除の特例と措法 33 の代替の特例の双方の特例の適用要件に該当す	81、83、83 の
		る場合」には、いずれの特例を選択したかにより合計所得金額が異なるため、所得控除における基	2,86
		礎控除等の適用が異なる。特に合計所得金額が影響する①公的年金控除額(最大 20 万円)、②配偶	
		者(特別)控除額(最大48万円)、③寡婦・ひとり親控除額(最大35万円)及び④基礎控除額(最	

項目	ポイント	留意事項	参考法令等
		大 48 万円) については、特例適用後に所得控除額に誤りがないか確認する必要がある。	
		〈合計所得金額の判定〉	
		○ 措法 35①及び同法 33 の 4	
		特例適用前(特別控除前)の差引金額	
		○ 措法 36 の 2 及び同法 33	
		譲渡資産と買換(代替)資産を基に算出した特例適用後の譲渡所得金額	
	ロ 事業用資産を譲	事業に使用していた建物(賃貸用や店舗用等)や機械、車両等の事業用資産の譲渡については、	
	渡した場合	譲渡者が消費税の課税事業者である場合には、当該譲渡については消費税の課税売上げに該当し、	
		消費税が課税されることになる。また、免税事業者であっても、譲渡をした年の翌々年には課税事	
		業者に該当することとなる場合があることに留意する必要がある。	
3 株式等の譲	(1)所得区分	株式等の譲渡所得は、上場株式等と一般株式等に区分されている。	措法 37 の 10
渡		また、株式等の譲渡による所得が、「事業所得」又は「雑所得」若しくは「譲渡所得」のいずれに	措法 37 の 11
		該当するかは、当該株式等の譲渡が営利を目的として継続的に行われているかどうかにより判定す	所通23~35共
		るが、次の株式等の譲渡による所得については、譲渡所得として取り扱って差し支えない。	-11
		① 上場株式等で所有期間が1年を超えるものの譲渡による所得	措通 37 の 10・
		② 一般株式等の譲渡による所得	37の11共-2
	 (2) 損益通算等	│ │ 一般株式等の譲渡所得等と上場株式等の譲渡所得等の間での損益通算をすることはできないほ	措法 37 の 11
	(=) 45(11111/25) 14	か、次の点に留意する。	①、措法 37 の
		① 上場株式等の譲渡所得内での通算並びに譲渡損益・償還差損益及び利子・配当・収益分配金	12 の 2①。措
		等の間で損益通算をすることができる。	法 3、措法 8 の
		② 上場株式等に係る利子所得については、申告不要制度又は申告分離課税制度を選択すること	

項目	ポイント	留意事項	参考法令等
		ができる。	措通 37 の 10・
		③ 上場株式等に係る配当所得は、申告不要制度又は申告分離課税若しくは総合課税を選択する	37の11共-3
		ことができる。	
		④ 一般株式等の譲渡所得内での通算はできるが、譲渡損と利子・配当・収益分配金等の間での 損益通算はできない。	
		⑤ 一般株式等に係る利子所得は源泉分離課税である。	
	(3) 取得費	有価証券の譲渡についても、収入金額の5%相当額を取得費として控除して差し支えない。	措通 37 の 10・
			37の11共-13
			所通 38-16
	(4) ストック・オプ	ストック・オプションの行使により取得した株式を譲渡した場合の取得価額は、次のとおりであ	措令19の3〇
	ションの行使によ	る。	19, ○21
	る株式の取得価額	① 税制適格ストック・オプションの場合	所令 109①三
		購入時の代価(ストック・オプション権利行使価額)。	所通 48-2
		なお、同一銘柄の株式のうちストック・オプション(税制適格)により取得した株式とそれ	
		以外の株式がある場合には、銘柄が異なるものとして取得費を計算する。	
		② ①以外のストック・オプションの場合	
		権利行使の日における所通 23~35 共-9 により求めた価額	
	(5) 特定管理株式等	特定管理口座(特定口座内保管上場株式等で上場株式等に該当しないこととなった内国法人の株	措法 37 の 11
	が価値を失った場	式について、その特定口座から移管により保管の委託がされること、その他の一定の要件を満たす	の 2
	合の株式等に係る	口座をいう。)において、上場株式等に該当しないこととなった日以後引き続き保管の委託がされて	
	譲渡所得等の課税	いるその株式について、株式としての価値を失ったことによる損失が生じた場合として一定の事実	

項目	ポイント	留意事項	参考法令等
	の特例	が発生したときは、その株式を譲渡したこととみなし、かつ、その損失の金額として一定の方法に	
		より計算された金額を株式の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とみなして、株式等に係る譲	
		渡所得等の金額の計算上控除することができる。	
	(6) 源泉徴収選択口	源泉徴収選択口座において生じた所得又は損失の金額を株式等に係る譲渡所得等の金額に算入し	措法 37 の 11
	座において生じた	たところにより確定申告書を提出した場合には、その後において更正の請求又は修正申告により当	O 5(1)
	所得の金額等を申	該所得又は損失の金額を株式等の譲渡所得等の計算上除外することはできない。	措通 37 の 11
	告した場合の効果	また、源泉徴収選択口座において生じた所得又は損失の金額を除外したところにより確定申告書	Ø 5 − 4
		を提出した場合には、その後においてその者が更正の請求又は修正申告により当該所得又は損失の	
		金額を株式等の譲渡所得等の計算上算入することはできない。	
	(7) 源泉徴収選択口	 	 措法 37 の 11
	座の譲渡損益の申	を申告することができるが、源泉徴収口座の譲渡損失の金額を申告する場合には、その源泉徴収口	の 6(ii)
	告と配当所得等の	 座の配当所得等の金額も併せて申告しなければならない。	- 措通 37 の 11
	申告	また、源泉徴収選択口座内の所得を申告するかしないかは、口座ごとに選択することができる。	Ø 5 − 2
	 (8) 上場株式等に係	 上場株式等に係る譲渡損失の金額とは、上場株式等の証券業者への売委託など一定の譲渡により	 措法 37 の 12
	る譲渡損失の損益	 生じた損失に限られ、相対取引(金融商品取引業者等を介さない取引)により生じた損失について	O 2(1), (2)
	通算及び繰越控除	 は、繰越控除の特例を適用することはできない。	
	の範囲		
	(9)上場株式等に係	前年以前3年内の一の年において生じた上場株式等に係る譲渡損失(以下「繰越損失」という。)	措法 37 の 12
	る譲渡損失の損益	の金額を控除する場合、その年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る配当	の 2①、⑥
	通算の順序	所得等の金額があるときは、繰越損失額は、まず上場株式等に係る譲渡所得等の金額から控除し、	措法8の4①

項目	ポイント	留意事項	参考法令等
		なお控除しきれない損失の金額があるときは、上場株式等に係る配当所得等の金額から控除する。	措通 37 の 12 の 2-4
	(10) 繰越損失を控除するための手続	翌年分以降の確定申告において、繰越損失を譲渡所得等の金額から控除するためには、次の手続が必要である。 ① 上場株式等に係る譲渡損失が生じた年分の所得税につき譲渡損失の金額の計算に関する明細書等の添付がある確定申告書(期限後申告を含む。以下同じ。)を提出していること ② 譲渡損失が生じた年分の後の年において連続して(株式等の譲渡がない場合であっても)繰越控除用の付表を添付した確定申告書を提出していること ③ 繰越控除を受ける年分の確定申告書に繰越控除を受ける金額の計算に関する明細書等を添付すること。 なお、合計所得金額が影響する各種所得控除については、繰越控除の適用前の金額をもって判定することに留意する。	
	(11) 株式等の譲渡 所得及び配当所	株式等の譲渡所得及び配当所得に係る税率は次のとおりである。 <上場株式等>	
	得に係る税率	譲渡所得等 に係る税率 20%+復興特別所得税 ・所得税(15%) ・復興特別所得税(基準所得税額×2.1%) ・住民税(5%)	
		源泉徴収選択口 座内調整所得金 額に係る税率 20.315% ・所得税及び復興特別所得税(15.315%) ・住民税(5%)	
		配当等に係る 源泉徴収税率 ・所得税及び復興特別所得税(15.315%) ・住民税(5%)	

項目	ポイント	留意事項		参考法令等
		<一般株式等>		
		護渡所得等 に係る税率 20%+復興特別所得税 ・復興特別所得税(15%) ・復興特別所得税(基準所得税額×2. ・住民税(5%)	1%)	
		配当等に係る 源泉徴収税率 20.42% ・所得税及び復興特別所得税(20.42%	%)	
	(12) 特定中小会社 が発行した株式 の取得に要した 金額の控除の特 例(エンジェル税 制)	特定中小会社が発行した特定株式を払込みにより取得した場合に、一定の要件の下をした年分の株式等に係る譲渡所得の金額からその特定株式の取得に要した金額(その年分の株式等に係る譲渡所得等の金額が限度)が控除される。	, - , ,	措法 37 の 13
	(13) 特定中小会社 が発行した株式 に係る譲渡損失 の繰越控除の特 例(エンジェル税 制)	特定中小会社が発行した特定株式を払込みにより取得した場合に、当該中小会社の記上場等の日の前日までに当該特定株式の譲渡により生じた損失(当該特定株式を発行が解散し、清算結了したこと等により価値を失ったため生じた損失を含む。)のうち、記渡所得の計算上控除してもなお控除しきれない金額について、一定の要件の下で翌年以株式譲渡所得の金額から繰越控除できる。	した株式会社譲渡年分の譲	措法 37 の 13の 2①、④
	(14) その他	特定口座内保管上場株式等の譲渡以外の株式等の譲渡がないときは、特定口座年間上添付をもって「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の添付に代えることがで		措令 25 の 10 の 10⑦

山林所得関係

項目	ポイント	留意事項	参考法令等
災害による損	被災事業用資産の	山林について災害による損失が発生した場合の当該損失の金額(保険金、損害賠償金その他これ	所法 51③
失	損失の金額	に類するものにより補てんされる金額を除く。)は、当該損失の生じた日の属する年分の山林所得の	所法 70②、③
		金額の計算上必要経費に算入される。	所令 9、142、
		なお、必要経費の計算について、概算経費控除の特例の適用を受ける場合でも、当該損失の金額	202、203
		は概算経費率の外枠として必要経費に算入することができる。	措法 30①
		また、その結果、当該年分の山林所得の金額が赤字となった場合には、他の所得と損益通算でき	措通 30-3
		るほか、これにより生じた損失の金額は、青色申告をしているか否かにかかわらず3年間の繰越控	
		除の対象となる。	
		<被災事業用資産の損失の金額の計算式>	
		必要経費に 損失の生じた 損失の生じた 直後の山林の時価(b) 一 保険金等により補てんされる金額(C)	
		+ (d) 保険金等により補てんされる金額 (e) (注) (a)-(b)-(c)<0のときは、(a)-(b)-(c)=0とし、(d)-(e)<0のときは、(d)-(e)=0として計算する。	

項目	ポイント	留意事項	参考法令等
1 贈与税の税	(1) 暦年課税にお	直系尊属である贈与者から財産の贈与を受け、かつ、受贈者が贈与の年の1月1日において18歳	措法70の2の
率	ける特例贈与財	以上である場合には、「特例税率」を適用して贈与税額を計算する。この「特例税率」の適用がある	5①、③
	産の税率(特例税	財産を「特例贈与財産」という。	
	率)	また、特例税率の適用を受けない財産を「一般贈与財産」という。	
	(2) 直系尊属の範 囲	措法 70 の2の5①に規定する直系尊属には、受贈者の養親及び当該養親の直系尊属は含まれるが、次に掲げるものは含まれない。 ① 当該特定受贈者の配偶者の直系尊属 ② 当該特定受贈者の父母が養子の縁組による養子となっている場合において、当該特定受贈者が当該養子の縁組前に出生した子である場合の当該父母の養親及びその養親の直系尊属 ③ 当該特定受贈者が特別養子縁組による養子である場合のその実方の父母及び実方の直系尊属	措通70の2の 5-1
	(3) 添付書類	特例税率を適用するに当たって、課税価格(基礎控除及び配偶者控除後)が300万円を超える場合、受贈者の戸籍の謄本等その他の書類でその者の氏名、生年月日及びその者が贈与者の直系卑属に該当することを証するものを提出する必要がある。なお、過去に特例税率の適用を受けた場合において、過去に戸籍の謄本又は抄本等を添付した申告書等を提出している場合には、申告書等を提出した税務署の名称及びその提出に係る年分を記載することによって、戸籍の謄本等の添付は不要となる。	.,,,,
	(4) 一般贈与財産 と特例贈与財産 の両方の贈与を 受けたとき	贈与により両方の財産を取得した場合は、次の算式により贈与税額を計算する。 贈与税額=A+B A=C×特例税率×(特例贈与財産の価額/合計贈与価額) B=C×一般税率×(一般贈与財産の価額/合計贈与価額) ※ Cは基礎控除額及び配偶者控除額の控除後の課税価格をいう。	措法70の2の 5③ 措通70の2の 5-2

項目	ポイント	留意事項	参考法令等
	(5) 相続時精算課	相続時精算課税適用者が特定贈与者から贈与により取得した財産については、特例税率の適用は	措法70の2の
	税の特例との適	ない。	5⑤
	用関係		
3 配偶者控除	店舗兼住宅等の持	店舗併用住宅の家屋とその敷地の持分の贈与があった場合の配偶者控除の適用については、居住	相通 21 の 6-3
の特例	分の贈与があった場	用部分から優先的に贈与したものとして取り扱う。	
	合の配偶者控除の適	居住用家屋とその他の用に供されている家屋が別棟となっている一筆の敷地について持分の贈与	
	用部分	があった場合には、この取扱いの適用はなく、居住用家屋の敷地に相当する部分についてのみ、配	
		偶者控除の適用がある。	
4 住宅取得等	(1) 特例の概要	令和4年1月1日から令和5年12月31日までの間に父母など直系尊属からの贈与により、住宅	措法 70 の 2
資金の贈与の		取得等資金を取得した場合において、一定の要件を満たすときは、贈与税が非課税となる(新非課	
非課税		税制度)。	
		また、平成21年分から令和3年分までの年分において、旧非課税制度(平成22・24・27・令和4	令和 4 年改正
		年度の各税制改正前の住宅取得等資金の贈与税の非課税制度)の適用を受けている場合は、新非課	措法附則 51③
		税制度の適用を受けることはできない。	
	(2) 住宅取得等資	非課税限度額は、贈与を受けた者ごとに省エネ等住宅の場合には 1,000 万円まで、それ以外の住	措法 70 の 2②
	金の非課税限度	宅の場合には500万円までの住宅取得等資金の贈与が非課税となる。	六
	額	(注) 省エネ等住宅とは、省エネ等基準(①断熱等性能等級4若しくは一次エネルギー消費量	
		等級4以上相当であること、②耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)2以上若しくは免震建	
		築物であること又は③高齢者等配慮対策等級(専用部分)3以上であることをいう。)に適	
		合する住宅用の家屋であることにつき、一定の証明書などを贈与税の申告書に添付するこ	
		とにより証明されたものをいう。	

項目	ポイント	留意事項	参考法令等
	(3) 住宅取得等資	住宅取得等資金の贈与の非課税の特例を受けようとする年の受贈者の合計所得が 2,000 万円以下	措法 70 の 2②
	金の特例適用に	(新築等をする住宅用の家屋の床面積が 40 m²以上 50 m²未満の場合は、1,000 万円以下) である場	_
	係る所得制限	合に特例が適用できる。	
		この場合における、「合計所得金額」とは、次の①と②の合計額(総所得金額)に、退職所得金額、	
		山林所得金額を加算した金額となる。また、給与所得者などで、確定申告が不要となる場合も、合	
		計所得金額の計算は、上記の合計金額により判定する。	
		① 事業所得、不動産所得、給与所得、総合課税の利子所得・配当所得、短期譲渡所得及び雑所	
		得の合計額(損益通算後の金額)	
		② 総合課税の長期譲渡所得と一時所得の合計額(損益通算後の金額)の2分の1の金額	
		(注) 1 申告分離課税の所得がある場合には、それらの所得金額(長(短)期譲渡所得につい	
		ては特別控除前の金額)の合計額を加算した金額となる。	
		2 繰越控除(純損失、雑損失、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失及び特定居住用	
		財産の譲渡損失の繰越控除など)を受けている場合には、その適用前の金額となる。	
		3 上場株式等について、特定口座の申告不要制度を選択した場合の、源泉徴収口座で生	
		じた所得又は所得の計算上生じた損失の金額は合計所得金額の計算上は除く。	
	(4) 住宅取得等資	新築等の家屋の登記簿上の <u>1棟の家屋全体</u> の床面積が40㎡以上240㎡以下であり、かつ、その2	措令40の4の
	金の特例適用に	分の1以上が居住用である場合に特例が適用できる。	2
	係る面積要件	なお、2人以上の者で共有されている家屋の床面積基準の判定についても、持分に対応する床面	措通 70 の 2-
		積で判断するのではなく、家屋全体の床面積で判断する。	5、70 の 2 - 6
			措通 70 の 3-6
			(2)

項目	ポイント	留意事項	参考法令等
	(5) 特例対象とな	特例対象となる土地等は、次に掲げる場合の区分に応じ次に掲げる土地等をいう。	措法 70 の 2⑦
	る土地等の取得	イ 住宅用家屋の新築の場合	措通 70 の 2-3
		① 住宅用家屋を新築する請負契約と同時に締結された売買契約によって取得した土地等	
		② 住宅用家屋の新築請負契約の締結を条件とする売買契約によって取得した土地等	
		③ 住宅用家屋を新築する前に取得したその家屋の敷地の用に供されることとなる土地等	
		ロ 住宅用家屋の取得の場合	
		いわゆる建売住宅、分譲マンションの土地等。	
		なお、耐震基準に適合しない建築後使用されたことのある家屋を取得した場合に、一定の手続を	
		行い、かつ、贈与を受けた日の属する年の翌年3月15日までに耐震改修によりその家屋が耐震基準	
		に適合することとなったときは、当該家屋及び土地についても特例が適用できる。	
	(6) 相続時精算課	住宅取得等資金の金額が非課税限度額を超える場合、その超える部分については、暦年課税にあ	相法 21 の 12
	税の特例との適	 っては基礎控除額(110 万円)、相続時精算課税にあっては特別控除額(2,500 万円)を適用するこ	措法 70 の 2
	用関係	とができる。	措法 70 の 3
	 (7) 所得税の住宅	 直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税の規定の適用を受ける場合で	措法 41⑤
	借入金等特別控	 あっても、住宅借入金等特別控除の規定の適用を受けることができるが、住宅借入金等特別控除の	措通 41-23
	除との適用関係	 規定の適用を受ける金額の計算の基礎となる「住宅借入金等の金額の合計額」は、次の金額のうち	
		いずれか低い金額となる。	
		① 住宅の取得等に係る借入金の金額	
		② 「住宅の取得等に係る対価の額」から住宅取得等 資金の贈与に係る金銭に相当する額を控	
		除した額に相当する金額	

項目	ポイント	留意事項	参考法令等
	(8) ゆうじょ規定	住宅取得等資金の贈与の非課税の特例を適用する者が、贈与税の申告書を贈与税の申告期限内に	措通 70 の 2-
		提出しなかった場合には、住宅取得等資金の贈与の特例を適用することはできない。	15
		なお、提出期限までに贈与税の申告書が提出されなかった場合におけるゆうじょ規定は設けられ	
		ていない。	
 5 相続時精算	(1) 贈与者及び受	贈与により財産を取得した者がその贈与をした者の孫(その年の1月1日において、18歳以上で	相法 21 の 9
課税	贈者の範囲	ある者に限る。)である場合についても、相続時精算課税の適用を受けることができる。	①、④
		また、相続時精算課税の適用要件である贈与者の年齢要件は 60 歳以上である。	措法70の2の
		なお、贈与により住宅取得等資金の取得した場合に、一定の要件を満たす場合には、贈与者の年	6①、②
		齢が 60 歳未満であっても、相続時精算課税の適用を受けることができる。	
		(注) 年の中途において贈与者の推定相続人又は孫になった場合、推定相続人または孫になっ	
		た時以後にその贈与者からの贈与により取得した財産については相続時精算課税の規定の	
		適用を受けることができる(その時前の贈与については適用を受けることができない。)。	
	(2) 相続時精算課	 贈与により財産を取得した者が当該財産に係る相続時精算課税選択届出書を贈与税の申告書とと	相通 21 の 9-3
	税選択届出書の	もに贈与税の申告期限までに提出しなかった場合には、相続時精算課税の適用を受けることはでき	
	提出	ない。	
		なお、申告期限までに相続時精算課税選択届出書の提出がなかった場合におけるゆうじょ規定は	
		設けられてない。	
	 (3) 贈与の年の途	 贈与のあった年の途中で贈与者が死亡した場合、相続時精算課税の適用を受けようとする受贈者	相法 21 の 9
	中に贈与者が死	は、贈与を受けた年の翌年の3月 15 日又は相続の開始があったことを知った日の翌日から 10 か月	相令 5③、④
	亡した場合及び	を経過する日のいずれか早い日までに「相続時精算課税選択届出書」を贈与者の死亡に係る相続税	相法 21 の 18
	受贈者が申告期	の納税地の所轄税務署に提出する。	相法 28②

項目	ポイント	留意事項	参考法令等
	限前に死亡した 場合	また、受贈者が、相続時精算課税の適用を受けることができる場合に、その贈与を受けた年の翌年の3月15日以前に死亡し、「相続時精算課税選択届出書」を提出していなかったときは、受贈者の相続人はその死亡したことを知った日の翌日から10か月以内に「相続時精算課税選択届出書」を贈与税の申告書に添付して受贈者の納税地の所轄税務署に提出することができる。	相令 5 の 7
	(4) 同一年中に同 一の者から住宅 取得等資金の贈 与とそれ以外の 贈与がある場合	住宅取得等資金の贈与について措法70の3の規定の適用を受ける者が、同一の者から同一年中に住宅取得資金の贈与前に住宅取得等資金以外の財産の贈与を受けた場合、当該住宅取得等資金以外の財産についても相続時精算課税が適用される。	措通 70 の 3-4 (注)
	(5) 添付書類	令和元年度の税制改正により、令和2年1月1日以降の贈与における申告書の添付書類は、精算課税を新たに適用する場合、贈与を受けた者の戸籍謄本(抄本)等で①贈与を受けた者の氏名、生年月日、②贈与を受けた者が贈与者の推定相続人又は孫であることを確認できる書類のみとなった。	相規の一部を 改正する省令 附則 2
6 個人の事業 用資産につい ての贈与税の 納税猶予(個 人版事業承継 税制)	制度の概要	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律の認定を都道府県知事から受ける一定の後継者である受贈者(「特例事業受贈者」という。)が、青色申告(正規の簿記の原則によるものに限る。)に係る事業(不動産貸付業等を除く。)を行っていた贈与者から、その事業に係る特定事業用資産のすべてを平成31年1月1日から令和10年12月31日までの贈与により取得をした場合には、その青色申告に係る事業の継続等、一定の要件の下、特例事業受贈者が納付すべき贈与税のうち、特例事業用資産に係る課税価格に対応する贈与税の納税が猶予され、特例事業受贈者が死亡した場合等には、その全部または一部が免除される。	措法 70 の 6 の 8

等についての 贈与税の納税 猶予(法人版 事業承継税制)	項目	参考法令等	留意事項
贈与税の納税 猶予(法人版 事業承継税 制) 8 医療法人の 持分放棄に係 る経済的利益 についての贈 与税の納税猶	非上場株式	承継税制」という。) 措法 70 の 7	非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例等(「法人版事業承継税制」という。)
 猶予(法人版事業承継税制) 8 医療法人の持分を有する者(贈与者)がその持分の全部又は一部の放棄をしたことにより、持分放棄に係る経済的利益についての贈与税の執行が免除される制度である。 おことにより、持分を有する他の者(受贈者)に贈与税が課される場合には、執付すべき贈与税のうち、その放棄により受けた経済的利益の価額に対応する贈与税については、一定の要件を満たすことにより、認定移行計画に記載された移行期限まで、その納税が猶予される。 	等についての	律(「円滑法」という。)	は、後継者である受贈者が、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(「円滑法」という。)
事業承継税制) おている贈与税の納付が免除される制度である。 制度の概要 認定医療法人の持分を有する者(贈与者)がその持分の全部又は一部の放棄をしたことにより、 持分放棄に係 る経済的利益 についての贈 与税の納税猶 おすことにより、認定移行計画に記載された移行期限まで、その納税が猶予される。	贈与税の納税	その非上場株式等に	の認定を受けている非上場会社の株式等を贈与により取得した場合において、その非上場株式等に
制)	猶予 (法人版	こより、納税が猶予さ	係る贈与税について、一定の要件の下、その納税を猶予し、後継者の死亡等により、納税が猶予さ
8 医療法人の 制度の概要 認定医療法人の持分を有する者(贈与者)がその持分の全部又は一部の放棄をしたことにより、 措法70	事業承継税		れている贈与税の納付が免除される制度である。
持分放棄に係 その認定医療法人の持分を有する他の者(受贈者)に贈与税が課される場合には、納付すべき贈与 9 税のうち、その放棄により受けた経済的利益の価額に対応する贈与税については、一定の要件を満 たすことにより、認定移行計画に記載された移行期限まで、その納税が猶予される。	制)		
る経済的利益 についての贈 与税の納税猶 税のうち、その放棄により受けた経済的利益の価額に対応する贈与税については、一定の要件を満たすことにより、認定移行計画に記載された移行期限まで、その納税が猶予される。	医療法人の	乗をしたことにより、 措法 70 の 7	認定医療法人の持分を有する者(贈与者)がその持分の全部又は一部の放棄をしたことにより、
についての贈 たすことにより、認定移行計画に記載された移行期限まで、その納税が猶予される。 与税の納税猶	持分放棄に係	こは、納付すべき贈与 9	その認定医療法人の持分を有する他の者(受贈者)に贈与税が課される場合には、納付すべき贈与
与税の納税猶	る経済的利益	ては、一定の要件を満	税のうち、その放棄により受けた経済的利益の価額に対応する贈与税については、一定の要件を満
	についての贈	≤れる。	たすことにより、認定移行計画に記載された移行期限まで、その納税が猶予される。
予	与税の納税猶		
	予		

財産評価関係

項目	ポイント	留意事項	参考法令等
1 土地評価の	(1) 評価の区分	イ原則	評通 7
原則		土地の価額は、次に掲げる地目の別に評価する。	
		宅地、田、畑、山林、原野、牧場、池沼、鉱泉地、雑種地	
		ロ 地目の判定	
		地目は、課税時期の現況によって判定する。	
	(2) 評価単位	土地の価額は、次に掲げる評価単位ごとに評価し、土地の上に存する権利についても同様とする。	評通 7-2
		地 目 評 価 単 位	
		宅 地 1画地の宅地(利用の単位となっている1区画の宅地)ごと	
		農 地 1枚の農地 (耕作の単位となっている1区画の農地) ごと	
		山 林 1筆の山林ごと	
		雑種地 利用の単位となっている一団の雑種地(同一の目的に供されている雑種地)ごと	
		(注) 1 「1画地の宅地」は、必ずしも1筆の宅地からなるとは限らず、2筆以上の宅地からなる	
		場合もあり、また、1筆の宅地が2画地以上の宅地として利用されている場合もある。	
		2 「1枚の農地」は、必ずしも1筆の農地からなるとは限らず、2筆以上の農地からなる場	
		合もあり、また、1筆の農地が2枚以上の農地として利用されている場合もある。	
		3 市街地周辺農地、市街地農地及び生産緑地は、それぞれを利用の単位となっている一団	
		の農地を評価単位とする。	
		4 市街地山林は、利用の単位となっている一団の山林を評価単位とする。	
		5 いずれの用にも供されていない一団の雑種地については、その全体を「利用の単位とな	
		っている一団の雑種地」とする。	
		6 市街化調整区域以外の都市計画区域で市街地的形態を形成する地域において、評通82《雑	
		種地の評価》の本文の定めにより評価する宅地と状況が類似する雑種地が2以上の評価単	
		位により一団となっており、その形状、地積の大小、位置等からみてこれらを一団として評	

財産評価関係

項目	ポイント	留意事項	参考法令等
		価することが合理的と認められる場合には、その一団の雑種地ごとに評価する。	
2 宅地の評価	正面路線の判定 等	イ 正面と側方に路線がある宅地の正面路線は、原則、奥行価格補正の定めにより計算した1平方メートル当たりの価額の高い方の路線とする。 ロ 地区の異なる2の路線に接する宅地を評価する場合において、正面路線、側方路線及び裏面路線に適用すべき奥行価格補正率、側方路線影響加算率及び二方路線影響加算率については、正面路線の地区の率を適用して計算する。	評通 16
3 雑種地の評価	市街化調整区域内の雑種地の評価	雑種地(ゴルフ場用地、遊園地等用地、鉄軌道用地等を除きます。)の価額は、原則として、その 雑種地の現況に応じ、その状況が類似する付近の土地について評価した1平方メートル当たりの価 額を基とし、その土地とその雑種地との位置、形状等の条件の差を考慮して評定した価額に、その雑 種地の地積を乗じて計算した金額によって評価する。 市街化調整区域内に存する雑種地を評価する場合における比準する地目の判定及び宅地の価額を 基として評価する際に考慮する(法的規制等に係る)しんしゃく割合についての基本的な考え方は、 次表のとおりである。	評通 82
		周囲(地域)の状況	